

令和5年11月28日 開会

令和5年11月28日 閉会

(臨時第3回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 74 号

令和 5 年第 3 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 5 年 11 月 22 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 5 年 11 月 28 日 午前 10 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門

加 藤 修

江 田 加 代

長谷川 康 弘

前 田 昇

石 原 浩 明

河 中 博 子

橋 井 満 義

松 田 悦 郎

山 路 有

○応招しなかった議員

(な し)

第3回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和5年11月28日(火曜日)

議事日程（第1号）

令和5年11月28日 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第15号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第31号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第32号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）
- 日程第7 議案第34号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第15号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第31号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第32号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）
- 日程第7 議案第34号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）

出席議員（10名）

1番 斉 田 光 門	2番 加 藤 修
3番 江 田 加 代	4番 長谷川 康 弘
5番 前 田 昇	6番 石 原 浩 明
7番 河 中 博 子	8番 橋 井 満 義

9番 松 田 悦 郎

10番 山 路 有

欠席議員 (な し)

欠 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

局 長 里 秀 樹 書 記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	-----	中 田 達 彦	総務課長	-----	小 原 義 人
住民課長	-----	矢 野 孝 志	福祉保健課長	-----	橋 田 和 久
建設産業課長	-----	福 井 真 一	教育長	-----	井 田 博 之
教育次長	-----	横 田 威 開	会計管理者	-----	景 山 美 穂

午前9時40分開会

○議長（山路 有君） 皆さん改めておはようございます。12月に入り日々の寒暖差の激しいところであります。この度の臨時会が終わりますと、早速12月定例会が始まります。体調管理には十分に気を付けて定例会に臨んでいただきたいと思います。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回日吉津村議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、松田悦郎議員、1番、斉田光門議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員会からの答申のあったとおり、本日一日限りとしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定しました。

日程第3 報告第15号

○議長（山路 有君） 日程第3、報告第15号長期継続契約についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第15号、長期継続契約について別紙報告書を付しまして、報告をさせていただきます。

日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。報告する案件は1件であります。役場福祉保健課で使用いたします業務用パソコンの賃貸借契約です。

契約の相手方は、株式会社鳥取県情報センター、契約金額は月額4,389円、契約期間は5年間となります。詳細につきましては、添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから報告第15号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、報告第15号に対する質疑を終わります。

日程第4 議案第31号 から 日程第5 議案第32号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第31号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第32号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この2件を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。これから提案者から提案理由の説明を求めます。はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第31号から、議案第32号までについて提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第31号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありま

すが、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したため、それに準じ、本村の職員の月例給及び期末勤勉手当を引き上げるものでございます。主な改正内容は、職員の俸給月額を平均 1.1%引き上げ、一般職員の期末手当年間 2.40 月から 2.45 月に 0.05 月分引き上げ、勤勉手当を年間 2.00 月から 2.05 月に 0.05 月分引き上げるものでございます。

次に、議案第 32 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。一般職員の給料表の変更により、一般職員に合わせるために給料表の改訂を行うものでございます。また、地方自治法が改正され、会計年度任用職員にも勤勉手当が支給可能となったことによる改正を行うもので、来年度から支給可能とするものでございます。

以上、一括議題となりました議案第 31 号から議案第 32 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから議案第 31 号から議案第 32 号に対する質疑を行います。最初に議案第 31 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、議案第 31 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 32 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。会計年度任用職員さんを一般職に合わせるということですが、このあの勤勉手当について、例えば会計年度職員さんの経験年数、そういったことは考慮されるのでしょうか。その点が一点と、それからフルタイムの方とそれから 6 時間勤務の方、この方はそれぞれの人数どれくらいおられますか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えします。会計年度任用職員さんの経験年数が考慮されるかということですが、月数自体は決まったものですので、その月数によって決まるということになります。ただ、その基礎となる俸給が経験年数によって変わっていきますので、そこで考慮といえば考慮になるということになると思います。

それからフルタイムと 6 時間勤務というわけでの人数は、ちょっと今は把握しておりませんが、また後でよろしかったらご報告させていただきます。

○議長（山路 有君） 江田議員。よろしいでしょうか。〔「ああ、じゃあ、ちょっとひとつ」と呼ぶ者あり〕

はい、江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そしたら、6時間勤務の方とフルタイムの方とはどういった計算されるんですか。一般職のやり方に従ってですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えします。来年度からパートタイム職員についても、勤勉手当が支給されるということになります。それはあの週の勤務時間とか決まっておりますけれども、6時間であれば、フルタイムの職員と同じだけ支給されます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員よろしいでしょうか。

はい、ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑ないようですので、以上で議案第32号に対する質疑を終わります。

これから議案第31号から32号に対する討論を行います。

最初に議案第31号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第31号に対する討論を終わります。

次に、議案第32号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第32号に対する討論を終わります。

これから議案第31号から第32号までを採決します。この採決は起立によって行います。

最初に議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第33号令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 33 号令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）について提案理由をご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ 1,978 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 5,788 万 6,000 円とするものでございます。

歳出の主なものをご説明申し上げます。6 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、第 21 節補償、補填及び賠償金に未納付源泉所得税等 20 万 9,000 円を計上しておりますが、これは国税庁松江税務署の税務署調査によって、源泉所得税課税対象者の認識誤りが発覚し、課税対象の支払いから源泉所得税を天引きしていなかったことによる、未納付源泉所得税、延滞税並びに不納付加算税が発生したことによるものでございます。

続いて 8 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 2,072 万 8,000 円の増額を計上しておりますが、これはエアコン等の光熱費助成金として、これまで 9 月補正に、1 世帯当たり 1 万 5,000 円の扶助を計上しておりますが、今回住民税均等割のみ課税世帯に対象を広げ拡大して、1 世帯当たり 1 万 5,000 円の扶助を行うため 120 万円の増額となっております。

また、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金の 1,818 万円の増額は、低所得者に対する臨時給付金で、令和 5 年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税される世帯に、7 万円の扶助を行うための、扶助費の増額が主なものであり 12 月中の支給を予定しております。

また 9 ページ第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費の 18 節負担金補助金及び交付金に 20 万円を計上しておりますが、これは村内小規模保育施設の電力等の高騰に対して支援するため、1 施設あたり 10 万円の定額補助を行うものでございます。

続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げますので 5 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では 1,898 万 6,000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金の事業費及び事務費の 1,878 万 6,000 円と、小規模保育施設支援事業補助金 20 万円に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額によるものでございます。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 2 目民生費県補助金では、60 万円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしましたエアコン等光熱費助成金に対する原油価格高騰にかかる生活困窮世帯支援事業補助金の増額が主なものでございます。第 20 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入では、20 万 1,000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました未納付源泉所得税の内、対象者から納付をしていただ

くものでございます。

なお、歳出における各費目の人件費に伴う増につきましては、人事院勧告による給料期末勤勉手当職員共済組合負担金等の増に伴うもので、13 ページの第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費 762 万 3,000 円の減で調整をしております。

以上、議案第 33 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認たまりますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから議案第 33 号に対する質疑を行います。質疑をされます時には、ページ数を言ってから質疑をお願いしたいと思います。

そうしますと質疑はありませんか。

はい、橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。本日の全員協議会並びに議会運営委員会でもあったと思いますが、今改めてちょっとこれについての、質疑と内容を整理をしてみたいと思います。

ページは 5 ページです。要は源泉税ですね源泉徴収税の 20 万 1,000 円が歳入に漏れてたということでありました。それでこれは令和の 2 年の 3 月から令和 5 年の 3 月までの、4 年間の累積額が 20 万 1,000 円ということは承りました。

同様の事例が日野町、そして本日の新聞では琴浦町も同じ事例があったかなというふうに認識をしているところであります。それでですね、この中身は歳出の 6 ページですね、6 ページの 20 万 9,000 円が、保障、補填及び賠償金の部分で 20 万 9,000 円です。それで 20 万 1,000 円は、もれた部分を本来お支払いをいただかなくちゃいけない方から、再度ここから対象者に対しての入金があるよということで 20 万 1,000 円。その差額分の 8,000 円は何かというと、延滞税並びに未納の加算税であるということがご報告されたところであります。

それでこの 20 万 1,000 円なんですけども、これらの方は、多分これらの未納付の認識が多分ないように私は思うんですが、今後それらの方に対する対応というのは、まあ丁寧にそこはご理解を賜るということはもちろんのことと思いますが、その部分をどのように対応されていくのかなということの、方向といいますか姿勢をお伺いしておきたいと思います。

それからもう 1 点はこの雑入で入になります。源泉所得税のここの根幹です。これらはだいたい諸収入の部分の 1 雑入としての、16 節雑入という取り扱いでこれはよろしいものなのかどうかということを、一度ここで確認をしておきたいと思います。以上 2 点について。

○議長（山路 有君） 小原課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、橋井議員のご質問にお答えします。

まず、この対象となった方への対応ということなのですが、すでに個々に連絡を取りまして、詳しくご説明をさせていただき、納付していただくというお話をさせていただいたところでございます。

それから雑入でいいかということですが、まああの一応こちらの方で調べまして、雑入で良いという判断にしております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） わかりました。雑入で間違いがないということは確認をされた。そしてこれらの対象者である方については、既に対応をしておるということでありました。これらの内容がですね、お聞きしたところ個人が4件、それから委託案件が2件ということでありましたが、この個人まあそれから委託云々ということはわかったんですが、これらの源泉税を元来そこで徴収すべき内容は、たとえばよくあるのは私どももある業者さんから仕事を請け負って、その部分からの源泉税が、年末に届けていただいたり云々をする例があるんですけども、それらの内容として、今回その部分で税務署の方から指摘を受けた内容というのは、どういった部分でその指摘があったのが漏れておったのかということ、再度確認と言いましょうか、改めて聞きたいと思います。それを基づいて、今後の私どもも対象者であった場合にはですね、そこで襟をただして行かなくちゃいけないということの、前もっての布石になるのかなと思いましたので、そこをお願いしたいと思います。以上。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。対象の方は、本来源泉所得税を納付していただく必要があった方でございますが、それを役場から支給する際に、源泉所得税を天引きして支給するという流れが本来でございます。そこが役場の方の認識誤り、この方については、源泉所得税が必要ないんじゃないかっていう認識謝りによって引いてなかったということで、その未納の部分をご本人さんに納付していただくというものでございます。詳しくは先ほども申し上げましたけれども、その法人だと思ってしまして聞かなかったんですけども、実はそれは個人事業主さんであったということで、その方は対象となっていたという方が4件ございます。

それから委託料として支払っていた為に、源泉徴収は必要ないというふうな認識をしていたんですけども、実際は中身としては報酬的な中身であったということで、こちらも対象となるということで引かなかった件が2件あったということでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 端的に質問させていただきます。法人であると思っていたが、実際には個人であったということのようです。それは個人と法人との対取引の関係の部分では、そこは齟齬があったということになるとは思いますが、私がちょっと確認をしたいのは、法人であろうが個人で

あろうが、その部分でこの費目は何の費目で支出をしたものが対象となっておるのに、源泉をしてなかったという、その中身の部分についてはどのような支払いの部分だったんでしょうか。差し障りのないところでも構いませんので、以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。支払い費目としましては、先ほどの4件については報償費で支払っております。それで残りの2件については、先ほど説明しました委託料で支払っているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第33号に対する質疑を終わります。

これから議案第33号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第33号に対する討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第34号令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第34号令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）について提案理由の説明を申し上げます。

はじめに1ページをご覧ください。第2条において、収益的支出の補正額を定めております。第2条につきまして、実施計画明細書からご説明申し上げますので10ページをご覧ください。収益的支出において、第1款下水道事業費用の予定額を22万2,000円増額し1億4,466万円としておりますが、これは、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額が要因となっております。

以上で、議案第34号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 説明が終わりましたのでこれから議案第 34 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから議案第 34 号に対する質疑を終わります。
これから議案第 34 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから議案第 34 号に対する討論を終わります。
これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立よって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（山路 有君） 以上で、本臨時会に付議されました議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ令和 5 年第 3 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 31 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員